平成２９年（フ）第６５号
埼玉県富士見市上沢１丁目11番25号
債務者　川上三枝子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４９号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目１番８号　アルコーブ流通205号、旧住所盛岡市東黒石野１丁目17番１号　ともくらの風１号館201号
債務者　齊藤　正典
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８号
岩手県奥州市江刺区玉里字蓬田43番地
債務者　及川　直子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０号
盛岡市南青山町19番22号　カーサ青山101号、旧住所盛岡市山王町11番２号　シャルマンコーポＣ号
債務者　千葉　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１号
山形県米沢市御廟２丁目４番20号　コーポマイルーム103号室
債務者　大泉　尚彦
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１４号
山形県米沢市春日１丁目１番13号　オレンジマンション201号室
債務者　林　　守男
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５４号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目２番14号
債務者　城殿　房子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５号
埼玉県坂戸市大字森戸539番地４
債務者　小笠原　恵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０号
埼玉県所沢市小手指町４丁目14番地の７　シャンブルハウス102
債務者　星野満佐美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２３号
札幌市中央区南１条西16丁目１番地279　リベルティ大通705号
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４号
札幌市中央区南１条西16丁目１番地279　リベルティ大通705号
債務者　三鍋沙也加
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４６号
札幌市中央区北４条西24丁目２番12―201号
債務者　関　真由美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地69　東町団地５－２号棟204号室
債務者　榊　　裕太
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１０号
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地69　東町団地５－２号棟204号室
債務者　榊　　結衣
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第７号
青森県十和田市大字三本木字上平206番地２　県営住宅上平団地　３棟５号、旧住所青森県八戸市大字沢里字休場８番地１　セジュール沢里Ⅱ107号室
債務者　松田野乃花
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０号
群馬県藤岡市上大塚246番地１　ひかりハイツ102号
債務者　堀口　修嗣
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３２号
群馬県高崎市中居町１丁目26番地１　ヴィラ芙蓉Ａ101号
債務者　神保　君江
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部